

## 第13章 附則

### 第191条〔施行〕

本規程は、平成25年3月16日から施行する。

平成25年7月1日一部改定

平成26年3月15日一部改定

平成27年3月14日一部改定

平成27年4月29日一部改定（平成27年5月1日施行。ただし、第21条〔役員〕の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条〔組織〕第7項の改定規定は平成28年4月12日に施行）

平成27年5月13日一部改定（ただし、第5条〔評議員の推薦〕第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は平成28年6月1日に施行）

平成27年6月27日一部改定

平成27年10月14日一部改定

平成27年11月11日一部改定

平成28年2月10日一部改定（ただし、第26条〔役員の定年制〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行、第66条〔加盟料〕および第105条〔登録料〕の改定規定は平成28年3月1日施行）

平成28年3月9日一部改定（ただし、第21条〔役員〕第3項および第23条〔理事の職務〕第3項の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）

平成28年4月12日一部改定（ただし、第41条の2〔幹部会の構成・権限〕および第41条の3〔幹部会の開催・定数等〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）

平成28年5月19日一部改定

平成28年6月7日一部改定

平成28年7月14日一部改定

平成28年8月24日一部改定

平成29年4月13日一部改定